

代理記載制度に該当する旨の申請書

公職選挙法施行令第 59 条の 3 の 2 の規定によって郵便等投票証明書に
公職選挙法第 49 条第 3 項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けた
いので、必要書類を添え申請します。

平成 年 月 日

現 住 所

(電話 ー)

選挙人名簿に記載
されている住所
(現住所と同じ
場合は不要)

生 年 月 日 明治 年 月 日
大正
昭和

氏 名

箱根町選挙管理委員会委員長 様

- 添付書類
- 1 郵便等投票証明書
 - 2 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳若しくは令第 59 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面
 - 3 代理記載人となるべき者の届出書兼同意書及び宣誓書

※ 発行時事務処理

- 郵便等投票証明書は、規則別記第13号様式の5その2と差し替えて交付する。
その際、郵便等投票証明書の有効期間は、差し替え前の郵便等投票証明書の有効期間がそのまま引き継がれる。(令59の3の2第4項)
 - ※ 可能な限り規則別記第13号様式の4の2の様式を用いて同時申請をさせる取扱いが望ましい。(有効期間を新たに7年間設定可能)
- 郵便等投票証明書は必ず郵送
- 郵便等投票証明書の有効期間が到来して、郵便等投票証明書の発行する場合、令59の3項1項、59の3の2第2項、代理記載人となるべき者の届出も改めて行う。(ただし、3つの手続きを同時に行うことも可能)
- 従来、郵便等投票証明書は、投票用紙請求時点に効力を有していれば、選挙期日までの間に効力を有しなくなっても、投票用紙を交付する。
- 代理記載人制度を利用する選挙人は、代理記載をさせる時点において有効な郵便等投票証明書を所持しておくことが必要。